

# 熊本県公報

号外 第20号  
平成17年4月1日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 計量法の規定による指定定期検査機関の指定……………(商工政策課) 1
  - 計量法の規定による指定計量証明検査機関の指定……………( " ) 1
  - 計量法の規定による委任……………(商工政策課) 2
- 登 載 依 頼**
- 熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………(監査委員) 2

## 告 示

### 熊本県告示第387号の2

計量法(平成4年法律第51号)第20条第1項の規定により指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業所の名称  
社団法人熊本県計量協会
- 2 事業所の所在地  
熊本県熊本市錦ヶ丘34番15号
- 3 代表者名  
古賀敬介
- 4 指定の区分  
質量計
- 5 定期検査を行う地域  
熊本市を除く県下全域
- 6 指定年月日  
平成17年3月31日

### 熊本県告示第387号の3

計量法(平成4年法律第51号)第117条第1項の規定により指定計量証明検査機関を指定したので、同法第159条第2項第5号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業所の名称  
社団法人熊本県計量協会
- 2 事業所の所在地  
熊本県熊本市錦ヶ丘34番15号
- 3 代表者名  
古賀敬介
- 4 指定の区分  
質量計
- 5 計量証明検査を行う地域  
県下全域
- 6 指定年月日  
平成17年3月31日

## 公 告

## 熊本県公告第235号の2

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項及び同法第117条第1項の規定により、定期検査業務及び計量証明検査業務を指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に委任したので、次のとおり公告する。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の名称  
社団法人熊本県計量協会
- 2 主たる事務所の所在地  
熊本県熊本市錦ヶ丘34番15号
- 3 定期検査業務及び計量証明検査業務を行う地域  
県下全域（ただし、定期検査業務については熊本市を除く。）
- 4 委任をした日  
平成17年4月1日

## 登 載 依 頼

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

熊本県監査委員	高 宗 秀 暁
同	山 本 豊 孝
同	前 川 收 直
同	小 杉

## 熊本県監査委員告示第1号

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（熊本県監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県監査委員に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」を

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県監査委員に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。）提起することができます。」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。